



発行所 一般社団法人 神奈川県造園業協会 横浜市中区常盤町2-10 伸光ビル2階 〒231-0014 電話 (045) 662-8793 662-1767 FAX (045) 662-4381



http://www.kanagawazoen.or.jp

# 年頭のあいさつ

(二社)神奈川県造園業協会

会長 松倉 仁



## 謹賀新年

皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また昨年中は協会運営に対しご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和5年、世界情勢が不安定のまま新年を迎えるこ



大箱根カントリークラブから見た大涌谷近辺の山なみ

ととなり、国内も未だに新型コロナウイルス感染症の心配は続いています。また円安による経済への悪影響が懸念される中、原料の高騰による物価高に始まり、私たちの生活や仕事に掛かる経済的負担は増大しています。

あまり良好な新年とはいえない難しいですね。平和が保てない、政治・経済が混乱している、気候変動等社会や未来に希望が持てないなどあつてはならないことです。今までの考え方や慣例では解決できな

いことが表面化して大きな問題になり、争いが起きていくように思えます。世界が平和に向かつて議論を尽くし、多くの国が自国の利益ばかり考えず協力し合い、社会が成熟する一歩を踏み出すことを願います。

昨年「これからの神造協の在り方」を模索しました。組織運営実行委員会(理事・支部から18名)により賛同いただき、「造園を生き業とする個人・企業にとり、なくてはならない協会である」を存在理由とし、議論を重ねました。

短期計画としては運営支出を抑え、財政面を見直しました。また将来的な課題も見つかり対策を講じました。

中期計画としては現在のホームページをリニューアルして、協会本部や専門部会、委員会の情報を発信し、会員に必要な研修会等の内容を適宜案内する予定です。今後は部会、委員会の活動のツールとしても大いに期待できるはずです。本年3月にはホームページのリニューアルが終わり、4月より一新される予定です。

本年も業界の発展と造園人の地位向上のために歩み

を進めて参りますので、神造協へのご理解、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

結びにあたり、会員各位、日ごろ大変お世話になっております神奈川県議会自民党みどりの会の方々、並び

# 新年のあいさつ

神奈川県知事 黒岩 祐治



新年、明けましておめでとうございます。

今年も、昨年と同様、行動制限のない年始を迎えることができました。

現在、新型コロナウイルスは重症化リスクの低いオミクロン株が主流となっています。また、ワクチンの普及や治療薬の開発も進んでおり、新型コロナウイルスを取り巻く環境は変わりつつあります。

こうした中、昨年9月から全国で「全数届出の見直し」が実施され、新型コロナウイルス対策は新たな仕組みに移行しています。この見直

しは、一般医療とのバランスを取りながら、新型コロナウイルス対策に取り組んでいく「出口戦略」の第一歩として重要な意義を持つものです。

今後は、この新たな仕組みの下で、新型コロナウイルスの共存を前提に「持続可能な医療提供体制」を構築していきたいと考えています。そして、県民、事業者の皆様のご協力をいただきながら、新型コロナウイルス対策と社会経済活動との両立を図られるよう、しっかりと取り組んでまいります。

また、昨年は、県議会の議決をいただき、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」ともに生きる社会を目指して」を制定しました。

これまでの障害福祉は、

障害者の「安全のために」という考えで支援が行われてきましたが、それは支援する側の目線によるものでした。そうではなくて、本来は当事者の目線に立った支援が必要なのではないでしょうか。

それが、津久井やまゆり園事件から始まった「ともに生きる社会」を目指す流れの中で、私たちがたどり着いた結論でした。そして、県議会で全会一致で条例が成立したことは、障害福祉の世界においても、また県政運営においても歴史的な出来事だったと思っております。しかし、条例制定はゴールではありません。ここからがスタートです。今後は、この条例の内容を県民の皆様と共有するとともに、実効性のある取組を推進してまいります。

この条例を礎に、障害者も含めた県民、事業者、行政が連携し、一体となった取組を展開することで、「ともに生きる社会」がかながわ憲章」の実現につながっていくと考えています。

このほか、脱炭素社会の実現、人口減少下における次世代育成など、様々な課題にも取り組んでいかなければなりません。

県民の皆様には、引き続き、県政へのご理解とご協力をお願いいたします。皆様にとりまして、新しい年が笑顔あふれる明るい1年となりますよう、心からお祈り申し上げます。

祈り申し上げます。

令和5年(2023年)

# 謹賀新年



一般社団法人 神奈川県造園業協会役員一同

- 鈴木 一松 相談役
- 岸本 和好 相談役
- 石川 龍二 相談役
- 小山 俊一 相談役
- 古川 香 相談役
- 松倉 仁 会長
- 川田 秀一 副会長
- 玉井 隆次 副会長
- 原 茂弘 副会長
- 足立原 哲男 副会長
- 瀧川 隆雄 理事
- 岸 純一 理事
- 倉本 澄夫 理事
- 小川 名真 理事
- 小川 務 理事
- 鳥海 正章 理事
- 相澤 正章 理事
- 石井 直樹 理事
- 石井 豊 理事
- 山田 裕之 理事
- 内田 悟史 理事
- 金子 篤司 理事
- 望月 俊宏 理事
- 藤井 信良 理事
- 梅澤 保雄 理事
- 岡部 一郎 理事
- 富田 改 理事
- 森住 等 理事
- 芝口 正美 理事
- 小山 重樹 理事
- 中島 忠 専務理事
- 吉川 誠 監事
- 新倉 治 監事

# 表彰コーナー

厚生労働大臣表彰 「卓越した技能者」 神崎勝彦 (株)さがみの園

神奈川県 優秀技能者 笠原和弘 (株)港南植木ガーデン

神奈川県 優秀技能者 笠原和弘 (株)港南植木ガーデン

青年優秀技能者 笠原準也 (株)港南植木ガーデン

横浜市 技能功労者 石井新次 石井農園

優秀技能者 西池和昭 (株)泰山園

優秀技能者 小間一幸 (有)小雀園芸

川崎市 優秀技能者 中村和稔 (株)山ノ井造園

優秀技能者 山ノ井宏志 (株)山ノ井造園

神奈川県職業能力開発協会 技能検定関係功労者 中山鋭一 (有)中山造園資材

# 「かながわのみどりを創り・育てる 講演会」開催

十一月四日、ロイヤルホールヨコハマに於いて「かながわのみどりを創り・育てる」講演会を、(一社)神奈川県造園業協会主催で開催したところ、会員五十七名が参加しました。

「講演会」では青木公園緑地部会長の開会挨拶の後、第一部では(一社)雄勝花物語代表 徳水博志氏より(ビデオ講演)「宮城県石巻市雄勝町ローズファクトリーガーデン」講演と花と緑の力で3・11プロジェクトみやぎ委員会委員長 鎌田秀夫氏より「建設業の活動状況の講演をいただきます。第二部では南労働基準監督署長 齋藤裕紀氏より「造園作業における墜落防止器具について」講演をいただき、第三部ではあおい社会保険労務士法人 平山久美子氏より「建設業の労務管理(就業規則)等について」講演をいただき、第四部では税理士法人河合会計事務所 益尾博子氏より「インボイス制度について(消費税の制度改革)」の講演をいただき、最後に松倉会長の開会挨拶で終了しました。

## 第一部「宮城県石巻市雄勝町ローズファクトリーガーデン」

(一社)雄勝花物語代表  
花と緑の力で3・11プロジェクトみやぎ委員会 委員長 徳水博志氏  
鎌田秀夫氏

### 「雄勝花物語とは」

2011年3月11日の巨大津波で壊滅した石巻市雄勝町を復興するために、「花と緑の力で」を合言葉に、私たち被災住民が立ち上げた復興プロジェクトです。活動拠点は石巻市雄勝町中心部に造った雄勝ローズファクトリーガーデン



徳水博志氏

さらに災害危険区域に指定された中心部低平地の活用のために石巻市が立案した官民連携事業「雄勝ガーデンパーク事業」を担う中心団体として活動しています。この活動では年間1000人の企業社員研修等のボランティアのご支援の下、ガーデンとその周辺に花の植栽を行うとともに、「北限のオリーブ」の栽培を行っています。



鎌田秀夫氏

私たちの活動の目的は、花と緑の力で来訪者をあたたかく迎える癒しの空間づくりと、若者の雇用を生み出して600年の歴史を持つ雄勝町を後世に残すための持続可能なまちづくりです。合言葉は「人とつながり希望を紡ぐ」です。雄勝の海と山の豊かな自然を生かした地域づくりの物語を紡ぐ仲間として、あなたもぜひ活動にご参加ください。

「活動内容」



齋藤裕記氏

「活動内容」

- 一、被災地支援活動では、雄勝ローズファクトリーガーデンを活動拠点にして、被災地の緑化とガーデンの無料開放、無料コンサートなどを行う。
- 二、被災地で支援を行いたい企業、団体、学校、個人にボランティア活動の場を提供する。
- 三、教育支援活動では、企業社員研修、津波防災教育、語り部、ESD、被災児の心のケアについて、被災体験と地域づくり体験に基づいた学びを提供する。

四、事業では、花を使った体験教室、花苗の販売を行うとともに、「北限のオリーブ」の栽培によって、若者の雇用を目指す。

五、行政や他の団体と連携しながら住民主体の持続可能なまちづくりを行う。

以上、実際行ってきた活動内容についてビデオにて説明がありました。

続いて、「花と緑の力で3・11プロジェクトみやぎ委員会」委員長鎌田秀夫氏より「花と緑の復興を目指して、人と人を繋ぎ、街に笑顔を見る」花と緑の力で3・11プロジェクトみやぎ

## 第二部「造園作業における墜落防止対策について」

横浜南労働基準監督署 署長 齋藤裕紀氏

委員会の活動」の状況について報告がされました。2012年2月5日雄勝から徳水さんの1本の電話で現地に赴き現状視察から始まる雄勝物語は、一年目に500坪の敷地にメドウガーデンで花畑を作り上げ、2013年1月より建物の移設、できれば雄勝の将来の復興構想を描けるものにしたと考える、人々の憩いの拠点作りのローズガーデンだけでなく、果樹などの試験栽培を兼ねたファクトリーガーデンも併設し、将来ジャムの生産加工や雄勝の浜特産のホタテなどとコラボできる観光農園

委員会の活動」の状況について報告がされました。2012年2月5日雄勝から徳水さんの1本の電話で現地に赴き現状視察から始まる雄勝物語は、一年目に500坪の敷地にメドウガーデンで花畑を作り上げ、2013年1月より建物の移設、できれば雄勝の将来の復興構想を描けるものにしたと考える、人々の憩いの拠点作りのローズガーデンだけでなく、果樹などの試験栽培を兼ねたファクトリーガーデンも併設し、将来ジャムの生産加工や雄勝の浜特産のホタテなどとコラボできる観光農園

設計と施工に向けた準備に入り、千葉大学秋田先生の研究室と共に、地道な活動が信頼を得、雄勝物語の扉を一緒に開けていきました。

2018年3月31日にガーデンのお披露目を開催することができました。最後に、来年の4月26日から6月18日まで、第40回全国都市緑化仙台フェア「未来の杜せんだい2023」が開催されますので是非見に来てください。併せて復興した「雄勝ローズファクトリーガーデン」も皆様に見ていただきたいと思っております。

「第五百十九条 事業者

は高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に、はしご、手すり、覆い等(以下この条において「囲い等」という。)を設けなければならぬ。

2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第一項が大前提でありますが、作業の性質上著しく困難な場合は、防網を張るとか墜落防止器具を使うといったのが例外措置として認められている。

但しやむを得ない事情が認められなければ、二項は認められない。

続いて資料2 はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくすためのポイントについてお話しいたします。

一、はしごや脚立に関する災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用しましょう。

二、はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる床面の広いローリングタワー(移動式足場)や作業台などの使用を検討しましょう。

三、はしごや脚立を使用する際は、高さ1m未満の場所での作業であっても墜落時保護用のヘルメットを着用して、頭部の負傷を防ぎましょう。

続いて、はしご・脚立の典型的な災害発生原因(墜落・転落死亡災害事例)の紹介があり、はしごや脚立を使う前の安全使用のポイント説明がありました。

最後に資料3 「令和4年1月2日からは墜落制止用器具をご使用ください」従来型の安全帯という名称の器具は使えないことになりました。高さが6・75mを超える場合はフルハーネス型の器具でなければならぬ。そうではない場合は胴

ベルト型でもいいのですが、胴ベルト型も規格が変わっているため、以前の安全帯という規格ではなく墜落制止器具の胴ベルト型にしていただけではないかと思えます。

本日のお話ししてきた内容を参考に、引き続き労働災害防止の更なる取り組みをお願いいたします。

「聴講者からの質問」

高木の伐採作業でクレーン等を使えない場所で、最近ツリークライミングというロープ1本で(安全帯はある状態で)先をワイヤーで引掛けて、はしごとかはなく登っていくような特殊伐採方法がありますが、そ

れは法律からしてよいものでしょうか。

「回答」 具体的な状況を見てもみないと分からないけれど、高所作業車やはしご等使えない場合に、安全帯を使用して作業するということになれば、先程の2項になる余地はあると思えます。

登りかたは別の条文で昇降設備という1.5m以上に上がる場合は安全昇降設備を設けなければならないことになります。

「聴講者からの質問」

ツリークライミングが該当するか即答できないので分かったらお伝えします。

「聴講者からの質問」

是非ご検討を頂ければありがたいと思えます。

第三部 「建設業の労務管理(就業規則)等について」

あおい社会保険労務士法人 代表 平山久美子氏

労務管理に関しましては、会社がきちんと就業規則等法律を守っていかなくてはならない、守っていか

ことによつて会社は安定した運営をしていける。といったような世の中になつていないかと思つています。ただむやみに労働者保護のこ

今回の講演会では質問応答形式により進めて参ります。

ない強行法規です。また、有給休暇もどうせ全部とれないんだから10日でなく5日で僕はいいですよと言つたとしても労働基準法違反になります。それが労働基準法の特徴であり、本人がい

「これは労働基準法違反ですか」

「人はなぜ会社を辞めるのか」

「講師の回答」

平山久美子氏



話まってしまうので、それを法的の中でどのように無理なく守っていかなくてはならないかというところが、考え処

「これは違反です。労働基準法では、本人がよいと

「回答」 36協定を締結して

「回答」 入社して3カ月、

「回答」 試用期間という言葉があ

「回答」 試用期間だから辞めても

「回答」 厚生労働省が明確な見解を示していないのであればまだオッケーではないかもしれないので、情報は提供していきたいと思

「回答」 36協定とは、1日8時間を超えて働かせた場合、1日何時間、1週間何時間、1カ月間何時間、1年間何時間までと、労使間で協議し、36協定を締結した場合、1日8時間、1週間40時間を超えて働かせていても労働基準法違反にはなりません。但し36協定を毎年一回労働基準監督署に届け出る必要があります。

「回答」 事務のパートさんには書面の労働条件通知を行っていない

「回答」 パワハラはいけませんが、パワハラは最近の労働管理の大事な部分として、労働基準法ではない法律で決まっております。会社の中でパワハラ対策をしっかりしておかないといけません。

「回答」 厚生労働省が明確な見解を示していないのであればまだオッケーではないかもしれないので、情報は提供していきたいと思

「回答」 事務のパートさんには書面の労働条件通知を行っていない

「回答」 部長がパワハラを

「回答」 試用期間という言葉があ

「回答」 36協定を締結して

「回答」 入社して3カ月、

「回答」 試用期間という言葉があ

「回答」 試用期間だから辞めても

「回答」 36協定を締結して

「回答」 入社して3カ月、

「回答」 試用期間という言葉があ

「回答」 試用期間だから辞めても

「回答」 36協定を締結して

「回答」 入社して3カ月、

「回答」 試用期間という言葉があ

「回答」 試用期間だから辞めても

# 第四部 「インボイス制度について (消費税の制度改革)」

## 税理士法人河合会計事務所 益尾博子氏

### 「インボイス制度とは」

インボイス制度は適格請求書等保存方式  
登録事業者は適格請求書発行事業者、適格請求書を発行することのできる事業者  
ということですが

課税事業者は消費税の申告納税のある事業者  
免税事業者は小規模事業者のために消費税の申告納税を免除されている会社・個人事業者(年間売上1000万円以下の場合等)となります。専門的になるのですが、課税義務があるかないかは個人でしたら前々年、法人でしたら前々期の売上高が1000万円を超えているかそうでないかで決まります。インボイス制度は令和5年10月1日から始まるんですが、個人事業主さんからいけば令和3年の課税売上高が1000万円を超えていると令和5年が課税事業者になり、令和3年が1000万円以下であれば令和5年インボイス制度が始まるころには免税事業者、普通であれば消費税の申告納付の義務はありませんよということになります。その判定が前々年、法人の場合は前々事業年度で判定するよということを中心に留めて

おいてください。

今回のインボイス制度は仕事の取引として消費税を取ったり払ったりする際の消費税の計算の話です。

インボイス制度は令和5年10月1日から始まる事業者登録を前提とした新しい消費税のしくみということが出来ます。その概要は①消費税の課税事業者は国税庁に申請して登録事業者になれる。  
②登録事業者は、インボイスを発行できる。  
③買手(代金を支払う側)は、受け取ったインボイスの保存等を行うことで、仕入税額控除が出来ます。

### 「仕入税額控除とは」

いわゆる税務署に納める、納税をする計算のしくみの際に出てくる概念  
「発注者」「元請業者」「下請業者」、この真ん中の「元請業者」が自分と考えてください。これを主体として考えると工事を請け負って工事が完了しました、請求書は税抜100万円と消費税10万円110万円もりました。一方工事の完成のために業者さん(下請業者)に経費が発生している相手に税抜き70万円と消費税7万円77万をもらいましたよ。真ん中の「元請業者」を主として考えると

### 「インボイス制度のポイント(問題点)」

免税事業者は登録事業者から仕入(支払)について、仕入税額控除の対象にならない(6年間は経過措置あり)  
免税事業者と取引のある事業者は、免税事業者からの仕入(支払)について、仕入税額控除の対象にならない  
登録事業者ではないのでインボイスを発行できない  
免税事業者と取引のある事業者は、免税事業者からの仕入(支払)について、仕入税額控除の対象にならない  
登録事業者ではないのでインボイスを発行できない

インボイスというのは代金を請求する時に発行する請求書だったり、代金を渡した時にもらう領収書だったりという書類のことをいいます。要するに、代金を払う方がインボイスをもらう側になるんですけれども買手はもらったインボイスを保存等することで仕入税額控除ができるというのがインボイス制度です。

110万円もらって77万円払っていた、手元に33万円残っていることになる、この場合33万円が丸々利益ではない、消費税の納税があります。預かった消費税10万から支払った消費税7万円を引いて3万円を税務署に納税する(原則として)この7万円を引けますよというのが仕入税額控除ということになります。ということでの真ん中の「元請業者」の利益としては30万円となります。

### 「経過措置について」

登録事業者以外(インボイスがない)からの仕入でも次の割合で仕入税額控除が認められる  
令和5年10月1日(令和8年9月30日まで)3年間は80%(先程の7万円の8割は認めてくれるということ)は1万4000円だけ負担が増えることになる  
令和8年10月1日(令和11年9月30日まで)の3年間は50%(先程の7万円の8割は認めてくれるということ)は3万5000円だけ負担が増えることになる  
令和11年10月1日(完全実施(100%))先程の7万円丸々引くことはできずに税務署に納税する金額が増えて利益が減るという状況になる)

### 「インボイス制度にもなう事業者別の影響と準備」

課税事業者(売り手として)の場合令和5年10月1日の時点で課税事業者であると仮定してください。  
個人なら令和3年、昨年の売上1000万円を超えた個人事業主、会社だった3月決算でしたら令和3年4月1日から令和4年3月31日、9月決算でしたら令和3年10月1日から令和4年9月30日で1000万円を超えた事業者は準備が

どういふものが必要かというところ、基本的にはインボイス事業者になりましょうということですが  
令和5年3月31日までに税務署に登録申請を行う必要がある。  
2〜3週間登録番号の通知が来る  
登録事業者は、国税庁の公表サイトにて公表される、検索ができるようになる、検討ができるようになる、検討ができるようになる

↓取引先(お金を頂く方)に登録番号を通知し、インボイスの形式を確認、請求書の形式も今までは若干変わりますが、いま使っている請求書その要件を満たすように改訂していただくだけで、請求書のソフトをなん百万も使って変えていただくそんな必要はないです。  
↓令和5年10月1日を含む請求書等から、登録番号を載せたインボイスを発行する、

基本的には登録事業者になる選択になるのではないかなと思います。注意をしないと登録事業者に登録しないとこれから先たとえ売上が1000万円を下がっても、ずつと消費税の申告納税をしなくてはいけません。もちろん取り下げすることはできませんけれど、取り下げをしないかぎり売上がどんなに下がっても消費税の申告納税を必ずしなくてはならない、それがデメリットといえるかと思えます。

### 「課税事業者の場合(買手として)」

取引(支払)をしている事業者は免税事業者はいませんか  
免税事業者かどうかを調べる必要があります。これは今までだとわからなかったし、知りようがありませんでした。令和5年10月1日以降は登録番号のついた請求書が来なかったらこれは免税事業者なんだとわかってしまう、登録番号があるかないかでその業者が消費税を申告納付しているかしていないかがわかる、10月以降になれば自動的にわかるんですがそれまで全く知らなくてよいのでしょうか、事前に知る必要があるのではないのでしょうか、利益が減って納税が増えるわけですから自分が取引をしないという選択もありま

### 「免税事業者の場合(売り手として)」

税込み(消費税額の記載のない)請求書を発行している場合も同じです  
日当25,000円の請求書(別途消費税額の記載はなし)を発行していたと



益尾博子氏

益尾博子氏は、今回のインボイス制度について、個人事業主さんからいけば令和3年の課税売上高が1000万円を超えていると令和5年が課税事業者になり、令和3年が1000万円以下であれば令和5年インボイス制度が始まるころには免税事業者、普通であれば消費税の申告納付の義務はありませんよということになります。その判定が前々年、法人の場合は前々事業年度で判定するよということを中心に留めておいてください。今回のインボイス制度は仕事の取引として消費税を取ったり払ったりする際の消費税の計算の話です。インボイス制度は令和5年10月1日から始まる事業者登録を前提とした新しい消費税のしくみということが出来ます。その概要は①消費税の課税事業者は国税庁に申請して登録事業者になれる。②登録事業者は、インボイスを発行できる。③買手(代金を支払う側)は、受け取ったインボイスの保存等を行うことで、仕入税額控除が出来ます。いわゆる税務署に納める、納税をする計算のしくみの際に出てくる概念「発注者」「元請業者」「下請業者」、この真ん中の「元請業者」が自分と考えてください。これを主体として考えると工事を請け負って工事が完了しました、請求書は税抜100万円と消費税10万円110万円もりました。一方工事の完成のために業者さん(下請業者)に経費が発生している相手に税抜き70万円と消費税7万円77万をもらいましたよ。真ん中の「元請業者」を主として考えると110万円もらって77万円払っていた、手元に33万円残っていることになる、この場合33万円が丸々利益ではない、消費税の納税があります。預かった消費税10万から支払った消費税7万円を引いて3万円を税務署に納税する(原則として)この7万円を引けますよというのが仕入税額控除ということになります。ということでの真ん中の「元請業者」の利益としては30万円となります。

基本的には登録事業者になる選択になるのではないかなと思います。注意をしないと登録事業者に登録しないとこれから先たとえ売上が1000万円を下がっても、ずつと消費税の申告納税をしなくてはいけません。もちろん取り下げをすることはできませんけれど、取り下げをしないかぎり売上がどんなに下がっても消費税の申告納税を必ずしなくてはならない、それがデメリットといえるかと思えます。できれば課税事業者になってもらって登録事業者になってもらってインボイスを発行してもらいたいと思うのが普通のはずです。このような話をすると、個人事業主さん、いやうちは消費税なんてもらっていないよといった事業者の方が出てきたりします、それは単にこの方が発行する請求書に消費税の明示がしてないというだけでほとんどすべての事業者は消費税を含めてもらっていることになつていくんです、少なくとも法律的にはそうなつていく。 「免税事業者の場合(売り手として)」 税込み(消費税額の記載のない)請求書を発行している場合も同じです 日当25,000円の請求書(別途消費税額の記載はなし)を発行していたと

してもそれを払った側、取引先の会計処理としては25,000÷110×100=22,727の仕入をしてその差額 25,000-22,727=2,273円を仕入額控除に利用、これができなくなる。

じゃあ具体的にはどうすればいいのか、

「免税事業者の場合(売り手として)」

①課税事業者になって登録しインボイスを発行する  
取引が継続される場合新たに消費税の納税が増えるので手取りは確実に減る、簡易な消費税の計算方式なら(売上5000万以下等)、税抜売上高の約3%程度(建設業の場合)の納税コスト、例えば売上900万なら27万円の納税が増える。この3%というのはあくまでも材料手間賃とかですとこれが4%、仮に500万円で20万円くらいの納税、コストが出てきます。

②免税事業者のままで行く。

取引が継続されるかは不明(相手次第)、さらに値下げの交渉がされる可能性がありますよ。

納税義務のない免税事業者の方としてはインボイスを発行できない、登録番号の載っていない請求書を渡すという事は、消費税を納めてないんだとわかってしまう、こ

れを取引先がどう思うかというのを考えていただきたい。

うちは利益が減るし、納税額が増えるし、苦しくなるから課税事業者になってくれよ、今まで消費税名目で渡していたんだから消費税納めるのが当然だろというかもれない、でもうちは消費税込みで価格設定されていて、消費税込みでかつかつでやっているんだ、価格の一部に消費税が溶け込んでいるんだ、そこから納税なんてできないよ、ごもつとも、結局インボイス

の免税と課税を巡る価格の交渉というのは正論対正論の交渉になるわけで、そうするとここに心理的な部分、今までの関係性であったりとか、この業者がうちにとだけ貢献してくれたかどうかという関係性が非常に赤裸々に露呈してくるケースもあります。

非常にデリケートな問題ですけども、ただ一方でこちらの側としても黙っていられる場合ではない、もしかしたら消費税分の値下げ交渉をされるかもしれない。

けれども先程の経過措置の知識がちゃんとあれば交渉はできるわけなんです、さらに手取りは減るんですよ、明らかに、その落としどころをどう決めるのか、インボイス制度は令和5年10月から始まるんですが、事前を探り合いというのでしようか、これから企業さんも年末に入って忙しくなってきたのであつというまに来年の4月とかになつてくるんですね、それからだと遅いかなという印象があります。

置の話、情報、知識を理解して納得した上で取引先さんや下請先、外注等と交渉を行っていただきたいと思えます。

最後に、インボイス制度スタートまで1年を切りました。令和5年3月31日までに申請が必要で、書類を送るときは税務署必着です。課税事業者は仕入れの見直し、免税事業者はどう対応するか早めに結論を出したほうが、お仕事がスムーズにつながるのではないかなと思います。

強く申し入れました。ヒアリングの中で、継続要望事項①では県土整備局としては、令和4年度では前年対比114.9%、約45.5億円確保したところであり、令和5年度に向けても、神奈川の緑の重要性について認識しておりますので、事業量及び予算の確保に努めてまいります。

要望事項②の分離発注では、工事の内容やその特性、施工条件などを勘案して、分離して発注することが可能な場合には、分離発注するよう努めております。また、条件付き一般競争入札では、工事の内容を勘案し、必要に応じて各種資格を保有した技術者を配置することを入札参加資格要件に設定しております。

「みどり行政に関する要望書」  
神奈川県庁(及び出先機関)へ提出



小坂橋副知事に要望

(一社)神奈川県造園業協会と(一社)日本造園建設業協会神奈川県支部共同で、九月二十七日に神奈川県小坂橋副知事・大島県土整備局長・鈴木環境農政局長を始めとする幹部職員に対し令和五年度に向け要望書を提出し、継続要望五項目について要望しました。

また、造園技能士等各種資格所有者の在籍している業者への発注について③一般社団法人日本造園建設業協会認定の街路樹剪定士の積極的活用と街路樹剪定士を下記の通り元請けの条件として仕様書の明記について④「明治記念大磯邸園」整備における神奈川県としての積極的な取り組みについて⑤校庭及び園庭の芝生化の推進並びにランド基盤の整備を図るための助成措置と芝生化工事及び維持管理工事の造園専門業者への発注について、造園業界の大変厳しい現状をふまえて要望事項の実現に向けて

なお、県土での令和三年度の造園業者への発注工事は36件、業務委託のうち剪定・草刈等104件で合計140件の発注実績があり、今後も行ってまいります。

要望事項③では、平成21年度から街路樹剪定士を活用する箇所を順次拡大してきました。令和三年度は藤沢市の県道22号線など49箇所を実施しています。当該活用箇所の発注には全て街路樹剪定士の配置を条件としています。また、一部の箇所では元請の条件とした発注にも取り組ん

でいます。今後は、元請の条件として発注の拡大について検討してまいります。

要望事項④の「明治記念大磯邸園」につきましては、一部で開園しておりますが、完成まではまだ数年かかり引き続き皆様のご意見等を伺いながら、県も町と連携して取り組んでまいります。

要望事項⑤では、「県立学校の芝生化については、毎年2校程度実施していますが、この取り組みをさらに拡大していくため、令和元年度から、県民や法人の皆様から寄付を募っているところであり、その寄付金を活用し、毎年の実施校数を追加してまいります」との論議が交わされました。

これを踏まえて十月十九日、二十日と二十一日の三日間にわたり横浜川崎治水事務所をはじめ各土木事務所等県土整備局十一箇所、自然環境保全センター、県央地域県政総合センター等環境農政局七箇所、企業庁水道局寒川浄水場等計十九箇所の出先機関に要望を行いました。



鈴木環境農政局長に要望



大島県土整備局長に要望

# 街路樹剪定士認定研修会

## 日造協神奈川県支部

令和四年度の「街路樹剪定士認定研修会」は、十月十九日に金沢区福浦の横浜市金沢産業振興センターで座学を、二十日に金沢区幸浦と西柴で実技試験が行われ

ました。

座学受講者は、日造協会員十五名・神造協会員二十七名、一般十八名、聴講 神奈川県他八名の六十八名でありました。資格認定実技試験は六十名で実施されました。

初日の座学では、田口支部長の挨拶で始まり、街路樹に関する基本的事項、病害虫、植栽基盤整備等の講義と、ケース・スタディ、現地剪定及び学科試験を行い、二日目の資格認定実技試験はエンジュとトウカエデの二樹種を対象

座学開校式



座学の様子



実技試験

に行い、主任判定員及び支部判定員らが安全用具や道具の使用法、適切な剪定技術、出来栄などを厳しくチェックしておりました。



実技試験朝礼の様子

## 病害虫防除講習会

街路樹剪定士認定研修会は平成十一年度から毎年実施、専門的剪定技術には、県・市から高い評価を受けています。

なお、この度の研修会の設営にあたりましては日造協神奈川県支部技術委員会、横浜市道路施設課、金沢土木事務所、横浜市金沢産業振興センターの皆様のご協力とご支援を頂き有難うございました。紙面をお借りしてお礼申し上げます。

協会と神奈川県農業技術センター病害虫防除部・神奈川県植木連合会と共催で、九月二十二日の午前・午後の二回、来年二月九日の午前・午後の二回、神奈川県（造園業協会関係六十七名）

が参加、午前・午後とも二時間に亘り「農薬取締法と適正使用」「農薬を安全に使うために」「農薬用マスクの知識と使い方」「ドローンによる農薬の空中散布について」の講義が行われました。



病害虫防除講習会の様子



## 第四十一回 「よこはま技能まつり」に参加

第四十一回「よこはま技能まつり」が十月二十三日（日）、横浜市技能文化会館において主催横浜市技能職団体連絡協議会、共催横浜

市、横浜市技能文化会館協力で開催され、神造協をはじめ十四の市内の技能職団体が参加し、日頃から磨いているものづくりの職人技

を発表・展示し、横浜の技能の素晴らしさを披露し、訪れた人々の賞賛を受けていました。神造協ブースでは、庭園

を各各種竹垣製作写真のパネル展示、希望者を対象に四つ目垣の立子の結束講習、ブルーベリーポット苗の無料配布、造園・園芸相談等が行われました。技能まつり等の一つ一つの取組みが伝統的技術の承継と広がりにつながればと思います。



技能まつり開会式



四つ目垣の立子の結束講習



四つ目垣の立子の結束講習



## 第二十二回 親睦ゴルフ県大会の開催

講習会で講習会終了後出席者には「修了証」が手渡されました。なお、令和五年二月九日に実施される講習会について、現在受講希望者を募集

しています。申込希望者は協会にお問い合わせ下さい。なお、詳細は神造協ホームページに掲載しております。

第二十二回目を迎えた今年のゴルフ大会は、十一月十一日、大箱根カントリークラブで行われました。参加者七十二名（会員六十六名・県議員六名）

した。昨年に続き今回の大会も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、プレー終了後のパーティー及び表彰式は中止とし、各賞については後日郵送により受賞者にお配り致しました。

当日は良いお天気に恵まれ気持ちよくプレーを楽しんでいました。各ホールの林とバンカーと池と特に早いグリーンが精神的プレッシャーになり、スコアも全体的に厳しいものがありました。優勝は旭支部坂間勝氏、準優勝は戸塚支部北村善輝氏、第三位は藤沢支部松本学氏が入賞し、栄えあるベストクロス賞はクロス87で旭支部坂間勝氏が受賞しま

どうぞまた腕を磨いて来年に挑戦して頂きたいと思えます。幹事の皆様有難うございました。また、あいおいニッセイ同和損害保険(株)横浜支店横浜第一支社及び(株)パリュウ・エージェンツ様より協賛いただきありがとうございます。



受付担当の皆様



OUTスタートホールにて

公園緑地部会活動報告

「自由研削といしの取替え」「フルハーネス作業」「伐木等の業務」特別教育講習会を開催

公園緑地部会 技術研修委員会 委員長 富永 淳司



自由研削といし実技講習会の様子



自由研削といし講習会の様子

令和四年度の資格講習会(第3回目)を8月19日に(株)NEXT PCT神奈川あやせ教室所において「自由研削といしの取替え」の講習会を24名の受講者の参加を得て、座学・試験・実技をおこないました。高速回転する機械のため、事故による怪我が発生した時の法令等を受講しました。続いて、9月16日に「フルハーネス作業」の講習会



伐木等の業務講習会の様子

が42名の参加を得て開催されました。続いて、9月27日から29日までの3日間で「伐木等の業務」の特別教育が30名の参加を得て行いました。労働安全衛生規則の改定により、2020年8月1日以降、伐木の直径等で区分されていた特別教育が統合され、改正後の特別教育を修了していなければ業務に就くことが出来なくなり



フルハーネス



フルハーネス講習会の様子



芝生植付の区画

令和3年度に引き続き三浦初声高等学校の校庭芝生化事業を行いました。昨年度938㎡の土壌改良を行い、10月6日あいにくの空模様の中、副校長先生ほか



芝生植付状況

生徒20名弱の参加のもと、区画割した中にポット苗の植付を行いました。昨年度の生育状況が良い中で、今年度も根付いて全面芝生化が完成することを願います。

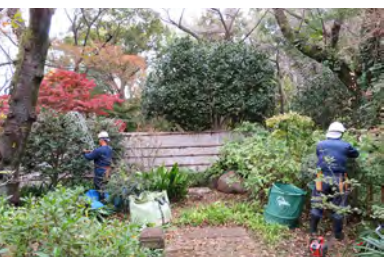
令和4年度校庭芝生化事業  
公園緑地部会 技術研修委員会 委員長 富永 淳司



作業後



作業前



樹木剪定作業中



作業後



作業前



サクラの危険枝の切除作業後



サクラの危険枝の切除作業中



樹木剪定作業中



参加メンバー



渡部講師の杉剪定指導



伐木等の業務実技講習の様子

ました。

公園緑地部会では、定前の補講の講習会を2020年に実施しましたが、今回まで改定後の伐木等の業務の特別教育を受けていない方を対象に講習会を開催致しました。なお、11月28日から29日までの2日間の予定で「高所作業車運転技能講習会」の実施計画をしています。

作庭塾庭守では令和4年11月13日(日)に県立相模原公園内にある日本庭園「衆遊の庭」で植栽管理作業を行いました。今回の作業では17名が参加し、樹木剪定・除草、落ち葉清掃を行いました。

作庭塾「庭守」の活動報告

情報委員 木下 透

この時期の管理作業では庭園全体のバランスを意識しながら樹形を整えるだけでなく、花・実がついている木、春に向かって咲くウメの剪定などが課題となります。メンバーは樹木が持つ魅力を活かせるよう積極的に意見交換を行い、特に重要なポイントや作業する機会が少ない杉の剪定について川田講師、渡部講師にご指導いただきながら作業が進められました。

今回は通常の作業に加え、サクラの危険枝の切除を行いました。庭園内にはソメイヨシノとヤマザクラがあります、そのうち1本のヤマザクラは数年前から衰弱が目立つようになり、今回作業に伺った際には落枝の危険があるため、利用者の庭内立ち入りが禁止となっていました。危険枝の切除位置について樹木医のメンバーの意見も聞きながら検討を行い、下に植栽されている木を傷つけないようツリクライミング

の技術を活かして作業が行われました。ヤマザクラが衰弱した理由の一つとして、庭園周りのサクラには枝枯れ性の病気に感染しているものが多いとあるため、庭園内のヤマザクラも感染した事が疑われます。

これからモミジも色づき紅葉の盛りとなりますので、安全に安心して庭園内の散策を楽しんでいただきたいと思っております。DEKKA / 若井利允(樹木医)

樹木資材委員会活動報告

「樹木管理体験会開催」

委員長 青木 治

八月二十四日(水)午後二時三分より(有)アオキ・グリーン圃場に於いて、樹木資材委員会・公園緑地部会共催により、薬剤の樹幹注入によるテッポウムシ及びカイガラムシ対策とポアノズルを使用した水圧穿孔法による衰退樹の根部への酸素供給の体験会が開催されました。

参加者は県内全域から二十名を数え活気のある研修会となりました。薬剤樹幹注入では効果を望める害虫の種類や効能の期間など、そしてポアノズルでの穿孔作業では樹木の大きさと施工箇所数の関係などの質問が多数出て、関心の高



さがうかがえました。

尚、薬剤の樹幹注入はサケイ化学(株)のウッドスターを使用し、専用の薬剤注入補助具と、薬剤注入機それに電動ドリル(8mM)を使用、水圧穿孔機はポアノズル(永田製作所製)とエンジン動力薬剤噴霧器を使用しました。

支部だより

鶴見支部  
「野面積み・土塀講習会」  
緑創園(株)  
太田 寿磨

四月三十日、五月七日の二日間にわたり行った本講習会は、三十五名の参加で開催しました。

今回の講習会は、講師の作庭塾庭守、庭咲桜、中谷徹さんのご指導のもと行われました。

講習は、一日目に土台となる野面積み、二日目に土塀をつくる工程で行いました。まずは中谷さんから石積みの分類や石の種類、介石や間石の役割、石割りのコツなどの説明を受けながら、おもて面のみ野面積みを行っていただきました。

そして後日、ご教授いただいた手順や注意点を振り返りながら、有志で裏面の石積みを行いました。

石積み成形になった後の五月七日、中谷さんに練り土の配合や仕上げ方の種類などの説明を受けながら、荒壁仕上げの土塀をおもて面に塗っていただきました。

同日に、有志で積み上げた裏面の野面積みの問題点と改善点を中谷さんにご指摘いただき、講習会参加者が実際に石割りを体験

し、技術を肌で感じる時間も設けました。また後

日、裏面の土塀も有志で塗り上げて講習会は終了となりました。

今回の講習会は、石積みと土塀を一から作り上げる貴重な機会になりました。



●会員等名簿の変更● (ホームページ参照)

- 新入会員**
- 港北支部 嘉の屋苑 住所 〒240-0051 横浜市保土ヶ谷区上菅田町1333-16 代表者 三上貴之 TEL 090-1060-0518
  - 港北支部 企業組合プランツヘルパーすこっぷ 住所 〒222-0003 横浜市港北区大曽根2-5-5 2F 代表者 古山真千子 TEL 070-5454-2841 FAX 045-633-7081
  - 戸塚支部 (株)音柳園 住所 〒245-0021 横浜市泉区下和泉2-5-17 代表者 横沢樹奈 TEL・FAX 045-298-2937

- 住所変更**
- 湘南西支部 湘南造園(株) 〒254-0913 平塚市万田2丁目10-17 TEL 0463-32-5030 FAX 0463-33-5822

- 代表者変更**
- 川崎支部 三和緑化(株) 代表者(旧) 武田信男 → (新) 齋藤洋
  - 湘南西支部 (有)奥津造園 代表者(旧) 奥津美明 → (新) 奥津博子



事務局情報

(月間行事一覧) ●諸会議その他●

月日	概要
12/2 (金)	情報委員会 15:00 ~
12/6 (火)	神奈川県事業内職業訓練事業補助金遂行調査 13:30 ~
12/28 (水)	御用納め
1/5 (木)	御用始め
神奈川県造園人賀詞交換会は今年度中止とします。	